

平成26年度第2回徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成26年11月21日（金）
午後3時から午後4時

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

【委員】（16名）

富澤彰雄（会長），秋田清美，谷一夫（代理出席），高原光恵，岡本友里香，
冨樫一美，川島成太，加藤幸代，佐々木才子，堀田正文，西村三希子，
久米清美，平光江，清水博，佐藤桂子（代理出席），飯田ひとみ

【事務局】

障がい福祉課，健康増進課，労働雇用課，住宅課建築指導室，教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 徳島県障がい福祉計画（第4期）[素案] について
- (2) その他

iii 閉会

【会長】それでは各委員さんからですね。それぞれの分野の代表の方でもございますので、ご提案或いはご質問等々をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。はい、お願い致します。

【委員】相談支援体制について1つお願いをしておきたいと思います。相談支援事業所においてのですね、障がい者の相談というのは、相談支援事業所の専門支援員というのがあります、ここにも書かれてあるとおり研修も行ったりと。この相談支援事業については充実してきていると思います。しかし一般的な相談ですね、我々団体はですね3万9千人の身体障がい者を抱えているなかで、市町村の地域生活支援事業の中の相談事業というのがありますし、或いは我々団体のなかでも相談事業をやらせていただいておりますけども、この身近な相談というのはですね、専門的な相談ではなくて、やはり我々団体の相談事業というところへもですね、相談に来ますのでこのあたりの相談事業についてもですね、県はもっと充実をさせていただきたいと思います。というのはご存じのとおり南海巨大地震、これらがもう想定されておるんですから、我々各地域の団体を通してそういった地域の身体障がい者の状況というのは我々団体が特に把握をしておりますので、そういったところを活用していただくのがいいのではないかなと、そんなふうに思いますので、このことについてひとつお願いをしておきたいと思います。それからもう1つはですね、この在宅福祉サービスについてですが、この福祉サービスについては自立支援給付あるいは地域生活支援事業それぞれあるわけで、特に在宅で生活をしている障がい者のためにはですね、徳島県は、特に視覚障がい者の同行援護事業等々については各市町村で、ばらつきがあります。ばらつきがありますので、県の方では「自立しなさい、社会参加しなさい」とこう言いましてもですね、こういった事業が充実してこなかったらそういったことはできないんでありますから、おそらく国・県・市町村とこういった流れがあるんでしょうけども、県で市町村に対して助言ができるんでありますら、そういうところのばらつきのないサービスの提供というのを、障がい者に対するこの在宅福祉の充実という点でお考えをいただきたいと思います。以上です。

【会長】はい、ありがとうございました。では事務局からお願い致します。

【事務局】委員さんの方から2点ご提案いただいております。まず最初の方の障がい者の方々に対する相談ということで、現状と致しましては、この資料2の36ページを見ていただくとイメージ図にも書いておりますが、多くの市町村から委員さんの身体障害者連合会や手をつなぐ育成会また精神障害者家族会連合会等に事業委託を行って、その団体におきまして色々な相談に対応していただいている、そういう現状もございます。ただ今後ですね、相談支援体制の充実、今ご提案のありました点につきましては、今現在、県におきまして障がい者の方々の権利擁護に向けた検討も行っております、その中でやはり、より権利擁護を図っていくための相談体制についてもこれは十分考えていく必要があると考えております。そのなかで、本日いただいた意見も参考にしながら、どのような相談体制がより望ましいのかという点につきまして検討させていただきたいと思っております。それと2点目に関しましてはですね、在宅福祉のサービスにつきましての在り方というこ

とでございますが、その内容につきましては国が一定の基準を示しておりますが、その範囲につきましてはある程度、支給決定者である市町村に判断が委ねられている点もございます。やはり支給決定にあたりましては、申請のあった障がい者それぞれ一人一人の事情を踏まえて決定すべきことが一番大事であるということで、従来から市町村に対しましてもこのような点をお伝えしてきたところでございます。やはりお一人お一人の特別な事情を考慮し、それを判断して支給決定が定型的なものにならないよう、今後も例えば市町村説明会などいろんな折りにふれまして、市町村に対しまして伝えていきたいと考えております。以上です。

【会長】はい。それでは他にいかがでしょうか。先ほど事務局の方から説明がありましたように、県独自の指標、マイスター含めてですね、2つあがりました。まだ他にも、もしご提案とかですね、あれば出していただきたいですし、皆様方のそれぞれの分野からで他にいかがでしょうか。はい、お願い致します。

【委員】地元は三好なんですけども、色んな方と話していると、この資料の最後の方に身体障がい者の方のスポーツがありますね。これももちろん身体障がいだけでなく、三障がいある障がい者スポーツ大会、資料2の61ページですかね、このスポーツ大会は非常に人気があるらしいんですが、ちょっと参加したことはないんですが、移動にとっても困っているそうです。参加したいんだけども、会場まで。今はボランティア的に運転できる方が声かけあって移動して現場に向かっていると。しかし、こういうことをいつまでも続けるわけにもいかないし、もし交通事故とかに遭うと、じゃあ誰が責任をとるのかということになってですね、ぜひ移動に関して、もっと県や市町村が責任をもってできるような体制にできないかという話がいつもでするので、そのあたり今後どういうふうにしたらいのか、どのようにお考えなのか教えていただけたらと思います。

【会長】ありがとうございました。はい、お願い致します。

【事務局】資料2の61ページに記載しております障がい者スポーツ大会、主に5月から6月にですね開催させていただいております、ここに書いてありますように、延べ600人を超える方にご参加をいただいておりますところでございます、会場までの移動に関しましては、今のところやはり各人の、身体障がいのある方も、例えば連れてこられたりされているような状況でございます、それを統一的にどう対応していくかという点で、今ここで即答できるような方策というようなものはございませんので、また課題としてお聞きさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員】よろしく申し上げます。

【会長】はい、他にいかがでしょうか。確か徳島県のノーマライゼーション云々で、バスを持ってないですかね。車椅子の方も乗れる大きな観光バスみたいな。

【事務局】 ございます。ふれあい徳島号といいまして、車椅子の方も対応しています。それは例えば障がい者団体の方とかが行事をされるときは、それを申し込んでいただければ対応できるという形で、大体40数名乗れるようになっております。

【会長】 今そんなのを利用できないかなと。私も4, 5年前にボランティアでUSJにそれを使って行ったんですけども、こういうのがあるんだと、そのとき初めて知りましたので。そういうのを利用できたらいいのになあと今ちょっと思った次第です。はい、じゃあどうぞ。

【委員】 委員がおっしゃたとおりなんですけど、ご発言にあったように障がい者団体として徳島県聴覚障害者福祉協会も相談支援を担っております。身近なところで相談支援ができるということで、ぜひ予算の確保も含めて、さらなる障がい当事者団体への相談支援の充実をお願いします。もう1つあります。資料2の3ページ目と参考資料3と併せてですが、重点戦略の地域生活支援拠点の整備についてです。緊急時の支援ということが、事務局から説明がありました。それは非常に良いことだと思います。つい先日、盲ろう者、目と耳と音声が不自由な盲ろう者ろうあ者の夫婦がいて、夫婦だけの生活で、一人が入院をして盲ろう者が一人で取り残されたということがあります。こういった緊急支援があるととても便利だと思います。充実をお願い致します。

【事務局】 はい、まず1点目のご提案でございますが委員の方からもございましたが、現在もですね、例えば相談事業でありますとか、色々な訓練事業におきまして各障がい者団体に委託をお願いして実施していただいている事業がございます。やはり当事者の方々の実際の経験など、そのようなノウハウを十分詰まったかたちで取り組んでいただいておりますので非常に効果が高いものと実感しております。この件につきましてですね、今後とも予算の確保等努めて、今後ともさらに継続・充実していければと思っております。続きまして2点目の件の地域生活支援拠点ということで、今後これから当県も含めまして全国的にこういう整備をすすめていくようになると思います。今、委員のおっしゃりましたように非常に多機能になりますのでこういうのがそろえば、より障がい者の方々が地域で住みやすくなると思いますので、県としてもしっかり進めていきたいと考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 はい、よろしいでしょうか。他に委員の方々からご意見いかがでしょうか。はい、お願い致します。

【委員】 ここで質問するものかどうかはつきりわからないんですけども。8ページの障がい福祉サービスの体系・内容、市町村になりますけど、自立支援医療、精神通院・育成医療は県というのがあります。これは在宅とか要するに病院等に入院していない方なんですけども、身体障がいとか知的障がいの方で、重度の方は入院すると、所謂マル重って言うんですかね、重度心身障害者医療費助成、要するに医療費が免除される制度があります。

しかし、精神障がいの方にはありません。というのは、徳島県はありません。県によってはあります。ぜひ重度で入院治療からなかなか地域生活に移れない方っていうのが、もうずっと何十年も入院されている方がいるんですが、そういう方のご家族で医療費に困っている方がいらっしゃる。ぜひ徳島県でも、この精神障がいの方でも重度の方がこの医療費が無料になる制度が受けられるように、今後前向きに考えてほしいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局】持ち帰りまして、また十分検討させていただきたいと思っております。

【委員】よろしくお願ひ致します。

【会長】あと他にいかがでしょうか。私の方から資料3の図ですね、事務局の方から説明が厚生労働省ということでしたが、地域生活支援拠点で左下ですね、居住支援機能で障がい者支援施設で30人程度。「地域生活支援拠点として地域に開かれた小規模な障害者支援施設」と、こうなっているんですが、徳島はこれから30名程度の施設はおそらく作らないと思いますので、現に今ある徳島県内の、私は知的障がいの方ですが多いですね、私の関わっているところ含めてですね。そういうのがこの国は30人程度とっておりますけれどもどう考えたらいいかどうかですね。徳島県は人口比に比べて知的障がい者のかつての入所・更生施設の割合がですね、全国で5番目ぐらいに高かったんですね。西日本ではダントツ1番だったんですね。あとは北海道とか青森、東北の方で。厚生労働省の資料で棒グラフでみたら徳島県だけドーンと上がっているのがありました。それは数年前の話ですけどもね。どうしても徳島県は大人数の施設が多いようです。それでこの厚生労働省の地域生活支援拠点は障がい者30人程度となると、じゃあ今の60人を半分半分に分けるようにするのとかですかね、そのあたりもこれから考えていかないと。100は100で、80は80でいいんだということでは、この国が今言っている地域生活支援の推進ですからね、そのあたりもこれから考えていかなければいけないんじゃないかなと、私の個人的な感想ですね、お願ひ致します。はい、それでは他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願ひ致します。

【委員】今の話をちょっと私は、切実に思っているんです。会長がおっしゃたように、国は小規模多機能型と。このあいだ勉強したばかりなんですが、現実に国はそういう方向性なんですけども、現実に徳島県としたら、今おっしゃたように施設はたくさんあるけど、大規模施設でどうのこうのと言って、いつも責められるんですけども。どのように考えていらっしゃるんですか。その30人程度の施設をこれから作るんですか、それとも、従来からある施設を活用するようなことではいけないのでしょうか。

【事務局】はい、この資料3の国の方が示す構想の一例としてですね、これは30人程度としておりまして、実際これを本県として進めていくにあたりましては、今後注視していく必要があるんですけども。やはり非常にしっかりしたグループホームであるとかですね、そういうところが拠点となって、ある程度充実したところに機能を付加していくとか、そ

ういうかたちが一番現実的で、またスムーズにいくのではというようなことと、例えばそれともう1つ右の図の方にも書いておりますが、面的整備型ということで、そのひとつの施設に機能は集中できなくても、その地域、区域である程度連携しながら、その区域全体でこの機能をもっていくというような考え方もございます。今、堀田委員がおっしゃるように、じゃあこれに基づいて30人程度の障がい者支援施設がどんどん本県に建っていくかということは、ちょっと今は正直、想定は難しいと思っておりますが、ただ既存の施設を活用しそれにまた付加していくという形で対応してやっていくのが現実的ではないかと思っております。

【委員】 ついでに聞きますけど、私が運営している施設は徳島県でも四国でも1番大きいと思えますけど、150人程度の規模なんです。この大規模な施設が今後どういう風に行くのかなと。方向性だけでも。いつもここで全国でいくと、矢面に立たされるのでね。小さくしろと言うけれども、それじゃあ小さくして、あとの者はどこ行くのかという、受け皿を作ってから言うのだったらいいけど、ただ小さくしろ小さくしろと言われるけど、大きいのは大きいなりに色々活用して、できる方向性をやっていただかないと。施設という非常に風当たりが強いし、それに大規模になるとまた風当たりが強いし、それだったら具体的にこの30人程度の小規模のといっても、これ絶対私はできないと思うんですよ。それだったら今あるところを如何に利用するか、またはグループホームを利用するかという方向性でいってもらわないと、私も出て行って非常に風当たりが強いので、今後どうなるのかなと思ひまして。これは希望ですけども、私としてみれば大規模の施設をある程度使いやすいうようにして、やはり現在ある施設を利用するべきだろうと私は思うんです。それは私の希望ですのでちょっと言わせていただいたんですが、いつも言われているのでお願いします。

【会長】 はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。お願い致します。

【委員】 いつもありがとうございます。62ページの1の②心の健康フェア開催というところで、「精神保健福祉に関する研修会を開催して精神保健に関する知識の普及に努めます」とあるのですが、この「普及に努めます」というのを、ずっともう20年くらい前から「普及に努めます」できているんですけども、誰を対象にして普及に努めていただけてますか。家族ですか、それとも保健師さんなど医療関係の方ですか、それとも一般の方ですか。

【事務局】

ご質問いただきましてありがとうございます。従来からこうして知識の普及に努めますと記載しておりますが、一般県民の方を含めまして、そういったことを普及させていただきたいと思っております。

【委員】 「含んでいる」と言っていました。でも、私のまわりの人たち知らないん

です。一般の方。地域で私も、いっぱいいっぱい話してまいりましたけども、「言ってることわかる。」というぐらいで、いっこうに精神障がいの方のことを理解してもらってないんじゃないかなってというのが、もう1つのところなんですよね。もっともっと理解してもらってこういうことはできないんだ、この人はこういうことができる、この人はこういうことは無理なんだ、この人とお話するときは、こういう事に気をつけようっていう一人一人のことを見ていただきたいて、普及活動してほしいんです。難しいと思います。鬱から言ったら10人に1人から2人近くいると思います、10%の方がたぶん鬱だろうと思います。だからテレビなんか観ても、今、子どもさんを虐待したりとか殺してしまったりとか色んな事件が起こってますけれど、その人たちの、その親たちの気持ちが今いっぱいいっぱいなんだろうと思いますね。そんなところから精神鑑定とかいうんじゃなくて、やはり傍にいてあげてほしいなと思いますので。知識の普及活動、一回「できた！」っていうぐらいにしてもらいたいと思っておりますので、どうぞお願いします。ありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。確か近々ふれあい健康館で精神保健福祉展があります。ポスターもけっこうあるんですけども。どの程度の方がお集まりになるかちょっとわからないですが。じゃあ他によろしいでしょうか。はい、お願い致します。

【委員】保健福祉圏域なんですけど、東部・南部・西部の障がい者の均衡ってとれてるんですかね。というのが勝浦郡が高齢者福祉圏域は南部になってますけど、勝浦郡は東部になっているんですかね。それはそのまま今後も東部で残すんですかね。行政区域としたら小松島の方が便利がいいと思うんですけども。当初県の方では高齢者福祉圏域にあわせて勝浦郡も南部に入れていたように思うんですけども、なぜか東部に入ってしまったんですけれども、あれはもうあのままいくんですか。

【事務局】高齢者の計画をもう1度確認してまたお答えさせていただきます。

【会長】そうですね。高齢は高齢、障がいは障がいで別ではね、県民の方がわかりにくいですよね。はい、お願い致します。

【委員】資料2の29ページの障がい者虐待防止っていう欄があるんですけど、在宅訪問のヘルパー協議会なんですけど。障がい者の方の訪問とか色々関わっているんですけど、もちろん施設もそうなんですけど、色んなサービスを使われている人の障がい者・児に対しての虐待についての対応というか、そういうのはきちんとできているんですかね。どういうふうな指導をしているのですか。やはり弱者なんでね、そういうところをもう少し力入れていただきたいかなと思うんですけども。

【事務局】虐待に対する対応でございますが、今現在24市町村におきましても、虐待等の相談に関しまして市町村虐待防止センターというのを設けておりますし、県でも障がい者権利擁護センターというのを設けて、いつでも電話やFAXでのご相談を受けておりま

す。そこで今お話にあった、もし虐待の疑いがあるという場合はですね、例えば市町村、また県も連携しまして事業所の方で具体的にそういうご相談があった場合は、どういう事実関係があるのかってところで、確認をさせていただいているところでございます。それで、虐待には御存知のとおり色々な種類がございます。身体的虐待だけではなくてですね、他にも心理的虐待や放置・放任、または経済的な虐待等色々ございまして、やはり虐待に対する正しい認識をもって、そして障がい者の方々に接していくことが一番大事なのではないかと思っております、今後とも当然そういう相談があるということは、事実関係を確認して、もし本当に虐待があるなら、当然、即刻改善を促していきますし、そういうことが起こらないように市町村でありますとか、また事業所説明会等におきましても色々な機会をとらえまして、虐待に関する研修等また意識付けを今後とも行ってまいりたいと思います。

【委員】施設とかそういうところに監査指導ではないんですけど、急な指導に入ったりそういうことはされてないんですね。

【事務局】定期的に各施設を監査しておりまして、そのときに利用者に対する処遇ということで、もし虐待の事実があった場合その場で対応しますし、もし通報等で虐待の恐れがあると、そういう通報をいただきました場合は市町村と連携しながら事実関係を確認するようにしております。

【会長】通報義務というのがあります、必ず通報しなければいけないっていうね。

【委員】その話なんですけども、一步前に足が出ないというようなところも事実多くあります。

【会長】そうですね。

【委員】それを誰か第三者が関わることで前に出たりとか、そういう支援というのは必要ではないかなと思います。大変なことなんですけども、また考えてください。

【会長】通報者は特定はされないようにされます。

【委員】第三者が通報するのは、比較的、通報しやすいと思うんですけど、ただ子どもの虐待と一緒に、当事者の親がなかなか窓口とか、そういうところに相談に行くっていうのは、ちょっとにくいというか。家族でも。そういうことを言って、もし施設が預かってくれなくなったらどうしようとか、デイサービスに行くことができなくなったらどうしようとか、そういうことをやっぱり親って考えるんです。行政からみたら、いつでもどうぞ来てくださいというかもしれないけど、やはり家族にしたら不安がいっぱいで母親は特にそうなんです。やはり子どもじゃなくて親の気持ち、もっと頑張っって前に出ればどうにかなるよっていう助言をしても、じゃあその後、子どもがどうなるか、家ではみられない、親

は働かなくてはいけない、家でみるには親は仕事しないと生活できないからという悪循環になっていく。行政が考えているように窓口を構えてっていうのはすごく良いことなんですけど、そこにたどり着けない人もいるということですよ。

【会長】はい、お願い致します。

【委員】今の話、親御さんの側からしたらすごく辛い気持ちとか、色々迷いというのは当然あるだろうと思います。そのときに割合大きいのが、もし自分が何かアクションを起こしたとして、我が子の預け先がなくなるのではないかと。言われたように本当に施設間のなんらかの情報のやりとりがあって我が子を他の施設に通わせられなくなるんじゃないかっていう心配が相当あると思います。しかし、現実にはそうではないんですよ。例えば、別の施設を利用できる。それで具体的に、実際にはそういうことはなくて、他にも使える施設があるということ。ただそれでも消えないのは、そうやって内々に情報がいったら、例えば通常引越せしやらの、親の仕事の関係などで別な施設の利用に変わるといときは可能だったのが、もしかしたら、なぜか急に預かる条件として障がい支援区分がこのぐらいはダメとか、親の就労環境がこうではダメというふうな追加の別の理由をつけられるのではないかと色々な不安材料が出てくると思います。それはやはり1つ1つ、現実とは違いますがよというような、実際の情報を提供して、具体的な不安を潰していくのが、まず1つかなと思います。実際はどうだろうとか、裏で情報がいくかも、そういう繋がりがあるかもというふうな、現実はどうかわからないというような不安を、できるだけ専門家が持っている「いえいえ、実際はこちらです。」というふうな不安を潰す正しい情報の方を伝えられるようにするというのがひとつかなと思います。

【会長】ちゃんと障がい者虐待防止センターもあるし、子どもさんであればこども女性相談センターもありますし、それから親御さんたちの育成会もありますんでね。やはり行かないと、動かないと、そのままではいけないと私は思うんですけどもね。そのために今、徳島県も差別云々の条例づくりを行っているところですので。そういうようなところでも、そういう事例があるということをぜひ提供して、そのためにどうすればいいかということを検討したいと思っています。はい、それでは他によろしいでしょうか。はい、お願い致します。

【委員】ご意見に感謝致します。例えば、私、病院関係者ですけど、医療政策課とか健康増進課とかですね、年に1回は立ち入り検査と言いますか、監査があります。そういうときに、どういうふうな院内で処遇とかですね、それは法律で決められている部分のチェックなんですけれども。障害者虐待防止法のなかで、それに対して各施設でどういうことをしていますかとか、そういうことを監査のときにやっているんでしょうか。例えば、虐待防止委員会をつくって毎月施設内で話し合いをするとか。もしそういうようなことがあればすぐ取り上げていくとか、報告をあげてきて、それをまた委員会できちんと話し合うとかですね。そういうのをやっている、だんだん中で、こんなことまで虐待になるのかという、意外と知らないこともあったりするんですね。ちょっとした言葉遣いとかですね。

ですから、自分たちがそういう意味で勉強するというためにもですね、認識を高めるというためにも、そういうようなものがあつた方が望ましいと思うんですけど。通報の義務は、来年、学校と病院はどうなるかというのが、法の3年後の改正で来年決まるんでしょうけど、そういうのを県の方で施設をまわるときにどういうチェック機能が働いているのかというのを教えてください。

【事務局】私どもを含めまして医療政策課も医療監視とかに出ると思うんですけども、細かな実態まで今手持ちの資料がないので、また後ほどご説明させていただいてもよろしいでしょうか。すいません。

【事務局】身体と知的障がいに関しては、私ども障がい福祉課が監査しておりますので。やはり項目としましては、適切な施設運営とともに、一番大事な利用者に対する適切な処遇。その中で当然、個別支援計画等、一番大事なものをみていきます。しかしその中でもやはり虐待の防止というのは処遇の中でみております。その中で例えば、研修をどのように行っているか等もみて、あと特に事故が発生したときの対応等ですね、特に健康管理、ネグレクトや衛生管理、そういうのができているかどうかですね。やはりかなり多角的にみておりまして、一番大事なのは研修で、虐待に関しましても、非常に大事と思っております。そういう体制もみて、もしできていないものは、その内容を踏まえまして指導という形で、改善報告書というものをを出していただいてそれを私どもも確認して、改善ができているかしっかり確認しております。

【委員】はい、今後ともよろしく願います。意外と自分はそういうつもりでないのに、そうなってしまうということが多いので、やはり知識とか研修とかそういうことによってそれぞれレベルが違ってくるといえるのか、ものの見方、それぞれの自覚が変わってきますので、取り締まるとか監査してどうこうっていう以前に、もっとそれぞれの職員なり全体の認識が高まるような方向性というものをもう少し研修等で広めて、深めていってほしいと思います。願います。

【会長】はい、おっしゃるとおりですね。障がい者支援施設でも職場内研修でね、けっこう研修をしているところが多いです。自浄作用ですね。今おっしゃたように「あ、これも虐待か。」っていうところで、今研修を重ねているところが多くあると思います。はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではよろしければ12月は障害者週間ということで各自治体、先ほど申し上げました徳島市は12月6日土曜日にふれあい健康館で人権に詳しい毎日新聞の論説員の野沢和弘さんがお見えになって研修ですね、それから私どもの学科の岩城教授が障がい者の当事者さんと座談会ですね、ふれあい健康館のロビーでは障がい者関係の団体或いは事業所さんからのクッキーやパンや作品などを展示・即売するコーナーもございます。それで、あとで話があるかもしれませんが、12月14日ですかね、委員の皆さまにも通知がいったかと思いますが、障がい者交流プラザで障がい者県民の集いもございます。先ほどのマイスターも表彰されると聞いております。私からの要望は、毎年それに参加するんですが。表彰を受けるときだけ前に行くのではな

くて、表彰を受ける方が私どものフロアの方に向いていただけるような、なにかそういうことができないかと。例えば団体の会長さんや県議会議員さんがおいでになるんですけど、表彰を受ける方だけは同じようになって、私どもフロアにいる者に顔を向けてもらうというようにできないかなというふうにいつも思うんですね。それはなぜかと言ったら4、5年前にあわぎんホールの4階の会議室で車椅子の方が表彰されたんですね。最初から車椅子の方は壇上にいたんですよ。表彰受けたら県の障がい福祉課の方だと思うんですけども、ネクタイした人が車椅子を壇上から降ろしたんですよ。それは本当はやってはいけないですね。それだったら車椅子の方がフロアにいて表彰を授与する方が下に降りてくればいい話でね。去年は障がい者交流プラザで、そういう壇がなかったんで良かったんですが、やはり対等の関係に、本人主体と言われていまして、表彰を受ける方が最初から私の正面に向くのがいいんじゃないかと、1つのご提案です。こうしろとは言いませんので。おそらく一般の方だったら変に思うんじゃないかなと思うんですね。そう思いますのでよろしくお願い致します。はい、それでは他によろしいでしょうか。それでは色んなご提案・ご意見いただきましたので、次回の第3回の検討の時に活かさせていただきます。それでは今後のことにつきまして事務局の方からお願いを致します。

【事務局】 会長、本日はありがとうございます。今後の予定でございますけれども、本日議論いただきました本計画につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月にもう一度本協議会を開催致しましてご審議をいただきたいと。そして3月に計画を策定したいというふうに考えております。以上で閉会させていただきますが、閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

【事務局】 委員の皆様方におかれましては、熱心なご審議、誠にありがとうございます。相談体制それから地域生活支援拠点、在宅サービス、普及・啓発、それから虐待防止等々、障がい者スポーツ、本当に色んなことにつきまして、長時間ご審議いただきました。そういうご意見・ご提言を十分踏まえたうえで、次回最終案を作っていきたいと思っております。今後は、各市町村の障がい福祉計画というのがどんどんできてまいりますので、そういうサービス量を取りまとめますとともに、パブリックコメントも行ったうえで、次回の協議会に最終案をお示しし、再度また皆さま方にご審議をいただきたいと思っております。今後、先ほども色々お話し出しましたけれども、それぞれの各県と言いますか、地域で色々事情が違いますので、今までも国の方に政策提言なり色んなお話しをしてきましたけれども、それぞれの地域で実情が違いますので、色んな形で国に、主には厚生労働省になるかと思っておりますけれども、私どもと皆様方の声と、生の声ということでこれを届けて、地域の実情、それぞれの実情を訴えてまいりたいとも考えておりますので、委員の皆様方におかれまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは本日、夕方になりまして誠に申し訳なかったですけども、第2回の協議会を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。また次回よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 それでは以上をもちまして、平成26年度第2回徳島県障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございます。